

板橋区立小中学校・幼稚園における 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の対応として、区教育委員会では、「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）」を作成し、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」）の健康を第一に、感染防止の徹底を図りながら、学びを止めない学校運営を進めているところである。現在の取り組み状況を以下の通り報告する。

1 感染症予防策の徹底について

- (1) 児童生徒等は手洗い・咳エチケットの励行を徹底しているほか以下のア～ウについて指導を実施している。
 - ア 十分な身体的距離がとれない場合にはマスク着用すること。
 - イ 屋外では暑さ指数等を考慮し、熱中症予防を優先することが必要であり、身体的距離の確保に努めながらマスクを外すこと。
 - ウ 通学時には会話を控える等飛沫感染の防止に努めること。
- (2) 児童生徒等及びその保護者、教職員に毎日の検温を指示し、発熱等の症状がみられる場合には自宅休養を指導。登校前に確認できなかった児童生徒等には保健室等での確認を実施している
- (3) 学校は校内の換気・温度調整・消毒の実施等衛生環境の保持に努めている。
- (4) 児童生徒等及び教職員等が体調不良の際や、本人及びその家族が感染症に感染している可能性がある場合等には、保護者に登校見合わせを求める。
- (5) 児童生徒等・教職員等及びその家族が濃厚接触者又は感染の疑いでPCR検査を受けた場合には、学校から教育委員会事務局学務課への報告を義務付け、感染が確認された場合に速やかに対応できるよう準備を行っている。

2 教育活動上の留意点について

- (1) 学校での教育活動は、マスクの着用、適切な換気、密集の回避等の感染症対策、及び熱中症への配慮を行った上で実施している。併せて、体育において密集を避ける、音楽の授業では歌唱を控える等、科目ごとに様々な対策を行い、感染症対策を講じながら授業を進めている。
- (2) 学校行事について、十分な感染症対策がとれないことから、宿泊行事や連合行事の中止、バスや公共交通機関を利用する遠足や社会科見学は実施しない。また、参加者が密集し、児童生徒等が近距離で組み合ったり、接触（発声）したりするような運動会や音楽会等は実施しない。
- (3) 学校給食・清掃活動について、給食は配膳時の間隔確保や対面での会食及び会話を控えるよう求めている。清掃活動については、マスク着用の上、掃き掃除のみに限定することを求めている。給食前や清掃後の手洗い指導

も実施している。

- (4) 部活動について、活動時間を制限し、地域の感染状況・生徒の体力・健康状況を考慮し、内容や方法を工夫しながら実施している。
- (5) 登下校指導について、立ち話や寄り道を行わないよう指導、登下校時間帯の分散、熱中症予防への注意喚起を実施している。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処について

感染症に関する適切な知識を基に、感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族に対する差別や偏見を防ぐ指導を行うとともに、児童生徒への指導だけでなく教職員自身も十分意識し日々の業務を行う。

4 感染者が発生した場合について

児童生徒等及び教職員等が感染していることが判明した場合には、感染者本人は保健所の指示により、入院等となり、学校は出席停止又は事故欠勤等の扱いとなる。学校はその旨を把握後直ちに教育委員会に通知し、教育委員会は保健所等関係機関と連携しながら、速やかに学校の臨時休業や保護者等への通知、報道発表等必要な措置を講ずる。

なお、感染者が感染可能期間に登校等していた場合には、濃厚接触者調査及び消毒のため、原則3日間の休校とする。

5 学習の機会の補償について

- (1) 感染者及び濃厚接触者に対しては、各授業終了後の板書等をホームページにアップロードする等、当該児童生徒に確実に届くようにする。その場合は児童生徒・保護者の意向を踏まえて実施する。教職員から当該児童生徒の家庭に定期的に電話連絡をし、当該児童生徒の健康状況及び学習状況を確認する。健康観察期間終了後、必要に応じて放課後等に補習を行う。
- (2) 全校臨時休業の場合には、学習プログラムや家庭でできる教材を作成しホームページにアップロードする。なお、希望によっては個別対応する。週1回以上教職員から当該児童生徒の家庭に定期的に電話連絡をし、当該児童生徒の健康状況及び学習状況を確認する。臨時休業期間終了後、必要に応じて放課後等に補習を行う。第6学年及び第9学年（中学3年生）については、学習指導要領に示されている各学年の指導内容を今年度中に終えるよう工夫する。その他の学年については、学習状況に応じて年間指導計画を見直し、次学年での指導を行うことも考慮する。
- (3) 感染症への不安等により登校できない、しない場合について、週1回以上連絡を取り合い、状況を把握するとともに必要な支援を行う。深刻な状況がある場合には、教育委員会はもとより外部機関とも連携し組織的に対応する。